

2021年1月21日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿
衆議院・参議院 厚生労働委員 各位

低所得者対策である補足給付の見直し、高額介護サービスの 上限額の見直し（引き上げ）の撤回を求める緊急声明

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
(略称 21・老福連)

〒565-0824 大阪府吹田市山田西 1-32-12-207

TEL : 06-6170-1325 FAX : 06-6170-1355



国政の重責を担ってのご尽力に敬意を表します。

さて、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月27日に「介護保険制度の見直しに関する意見」をまとめたことを踏まえ、令和3年度に第8期(2021年～2023年)介護保険事業計画を施行するべく具体化されようとしています。給付と負担のバランスを図り、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めることが重要であることを踏まえて、「介護保険制度の見直しに関する意見」の中には、介護保険施設における補足給付の細分化とその一部の負担段階層に対する月額食費の上乗せ、資産要件の厳格化、高額介護サービス費の上限値の引き上げ等の見直しについて、介護保険部会内の概ねの意見の一致を得たとされています。また、これらは法改正事案ではなく、省令及び告示、または政令事項であるとされています。

1. 補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求めます。

- ・補足給付の細分化は、細分化することによる食費負担の上乗せや資産要件の見直しを目的とするものであり、これほどまでの大幅な利用者負担増を看過することはできません。在宅と施設サービスの均衡を保つ意味をもつ補足給付は低所得者対策として重要な役割を果たしていましたが、介護保険財政の悪化に伴うこれらの見直しによる給付抑制は、利用者の生活を脅かすものです。特にユニット型特養利用者の退所や、短期利用者の利用控えに繋がることが危惧されます。低所得者対策は公費により行うことを強く求めます。
- ・高額介護サービス費の上限額の見直しによる本人への償還額が大きく減り、影響は計り知れません。

2. 利用者負担の大幅増となる見直しにもかかわらず認知度が低く、また、終息時期の見えない新型コロナウイルスによる混乱の渦中の実施を決めず、根本から再検討を求めます。

- ・2019年12月の介護保険部会以後、大きく取り沙汰されず、「介護保険制度の見直し

に関する意見」内には、「丁寧に説明」「丁寧に周知広報を行う」ことの必要性が記載されています。また、2020年12月のパブリックコメントの募集まで、これらの認知度は非常に低いものでした。利用者への説明や負担増となることへの不満を受け止めるのは行政ではなく施設です。過去、補給給付の見直しの際にも、それに加えて、制度の複雑さから施設職員の業務負担は増えました。

- ・また、新型コロナウイルス感染の渦中、家計苦の国民の負担を増やす時期ではありません。

3. 社会福祉法人減免適用による利用者負担の軽減を図るのではなく、公費による対応を求めます。

- ・「介護保険制度の見直しに関する意見」に、社会福祉法人減免の適用により利用者負担の軽減を図る棟の記載がありましたが、社会福祉法人減免の適用は利用者負担の軽減に繋がる一方で、当該社会福祉法人の負担増となる仕組みです。特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく社会福祉施設であり、所得や資産に関係なく国民に開かれた施設であるはずで、こうした社会福祉施設において、国が民間の「減免」を前提にしなければ入所できない費用設定とすることそのものを改めるべきです。この見直しは、利用者和社会福祉法人の両者を苦しめるものであるため、改めて低所得者対策は公費で対応することを強く求めます。

21・老福連は、利用者や入居者の大幅増と職員の負担増につながる、今回の見直し案について強く反対し、撤回を求めます。

以上